平成２１年（フ）第４２３０号
東京都町田市金森1836―16―Ｂ―１
破産者　本多加代子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２８２号
群馬県前橋市総社町総社1064番地の２
破産者　株式会社ホームパック
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２８４号
群馬県沼田市西原新町甲62
破産者　遠藤　享志
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９８３号
茨城県水戸市見川町2537―77
破産者　佐竹　睦江
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０９８号
東京都墨田区両国１丁目１―７―602、開始決定時の住所東京都江東区大島２丁目30―４―303
破産者　川上賀津子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１２１号
千葉県船橋市宮本９丁目７―２―605、開始決定時の住所千葉県柏市西原６丁目７―８
破産者　安田　征一
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２４１号
埼玉県さいたま市大宮区上小町465―Ⅱ207、開始決定時の住所埼玉県上尾市大字原市239―８
破産者　大塚　昌孝
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４２８号
東京都中野区上高田１丁目46―12　ダンディ・ライオン２―102
破産者　越後　富弘
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２１８号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町６―77、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生茜町42―５―205
破産者　新　　厚
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７４６号
茨城県鹿嶋市大字宮中4680―110
破産者　藤井　啓子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１３０号
神奈川県相模原市清新６丁目10番18号
破産者　株式会社丸一貨物
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１３１号
神奈川県藤沢市用田507―１、住民票上の住所神奈川県藤沢市長後921―19
破産者　大川　康裕
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２５５号
東京都世田谷区成城６丁目５番25―603号
破産者　方円株式会社
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２５６号
東京都新宿区白銀町６―１―714
破産者　矢島　秀彦
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３０９号
福岡県福岡市中央区那の津４丁目４番３号
破産者　株式会社イーキュービック
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３８６号
東京都足立区綾瀬４丁目31番12号
破産者　有限会社コダカインタークラフト
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３８７号
東京都足立区綾瀬５丁目17―９―302
破産者　小高　　智
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５７２号
東京都豊島区東池袋３丁目１番４号
破産者　有限会社サデック
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５９３号
神奈川県横浜市港南区最戸１丁目12番22号
破産者　有限会社小笠原組
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５９４号
神奈川県相模原市淵野辺４丁目24番16号
破産者　有限会社小笠原総業
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５９６号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1864番地９
破産者　株式会社プロフィット
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５９７号
千葉県君津市法木作１丁目11―14―201、開始決定時の住所埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目87―１―102
破産者　長澤　　稔
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部